



様式第1号（第5条、第7条関係）

事業者取組計画書

令和5年6月30日

鳥取県知事 平井 伸治 様

届出者 住所 鳥取県米子市東福原二丁目19番48号
株式会社 丸合
氏名 代表取締役社長 梅林 裕暁

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項(第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項)の規定により次のとおり提出します。

Table with multiple sections: 住所, 氏名, 主たる業種, 該当する事業者要件, 計画期間, 温室効果ガスの排出量等, 原単位当たりの温室効果ガス排出量等, 寄与的取組. Includes data for CO2 emissions and energy usage.

エネルギー削減（省エネ）		9,014.6 t	8,744.0 t	△ 3.0 %
推進体制	総合企画部が主体となり、店舗建替え・店舗改装計画に併せて冷蔵設備や冷蔵ケース・空調設備・店内照明を省エネ型の最新設備に取り替える計画を立案する。また自家消費用に店舗屋根に太陽光パネルを設置する計画も主導する。総務・経理部が節電の取り組みを推進。			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容	
	令和5	五千石店	建替に伴い省エネ型の要冷設備・冷蔵ケース・空調設備・照明装置に更新	
	令和6	みのかや店	建替に伴い省エネ型の要冷設備・冷蔵ケース・空調設備・照明装置に更新	
	令和7	古志原店	建替に伴い省エネ型の要冷設備・冷蔵ケース・空調設備・照明装置に更新	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全店舗にて「ノーレジ袋・マイバッグ推進」に取り組んでいる。店頭にて「牛乳パックの回収」「使用済みトレーの回収」に取り組んでいる。お客様から古新聞・雑誌・空き缶などを回収し独自ポイントと交換する「リサイクル運動」を推進している。調理場から出る廃油や発砲スチロール並びにコピー用紙シュレッダーごみをリサイクルしている。			
特記事項	省エネ法定定期報告に基づき事業者クラス分け評価制度にて、2015年度から2021年度までSクラス（優良事業者）に認定されていた。17店舗の設備更新による省エネルギー設備の導入で削減できた温室効果ガスの排出量をJ-クレジットとして創出している。			

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
  - 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
  - 4 主たる業種には、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
  - 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
  - 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
  - 7 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用などを記入してください。